

西宮市あゆみ保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、集団生活を行う際に心身の障害等により発達状況に応じた個別の配慮等の特別な支援を必要とする児童に対し、当該支援を実施する（以下、「あゆみ保育」という）ことによって他の児童との集団生活を実現し、当該児童の成長発達を促進し、相互理解を深め、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 あゆみ保育の対象となる児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の認定を受けている児童のうち、本市の区域内に所在する次に掲げる施設のいずれかを利用する者とする。

- (1) 幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用する児童
- (2) 西宮市立幼稚園を利用する児童

3 あゆみ保育は、原則3歳児以上の児童を対象とする。ただし、他害行為などにより支援が必要な場合や、身体障害に伴い支援が必要な場合など、市長が必要と認める場合は年齢を問わない。

(申請)

第3条 あゆみ保育の申請時は次に掲げるものを提出する。

- (1) 同意申請
- (2) 児童状況事前調査報告
- (3) その他、療育手帳の写し、診断書など市長の求めるもの

(あゆみ相談)

第4条 市長は、あゆみ相談において、児童の観察等を実施し、集団保育における適切な処遇の方針を協議するものとする。

2 あゆみ相談は巡回型もしくは会場型のいずれかで実施する。

3 あゆみ相談の巡回型の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 幼児教育・保育センター職員
- (2) 市立幼稚園教諭又は市立こども園保育教諭
- (3) 市立保育所保育士
- (4) 地域・学校支援課心理士
- (5) その他、市長が認めた者

4 あゆみ相談の会場型の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 幼児教育・保育センター職員

- (2) 市立幼稚園教諭又は市立こども園保育教諭
- (3) 市立保育所保育士
- (4) 特別支援教育課職員
- (5) 西宮市私立保育協会から選任された者
- (6) その他、市長が認めた者

5 次に掲げるいずれかの提出があった者は、あゆみ相談を受けず、次条のあゆみ審査会で判定を受けることができる。

- (1) 療育手帳
- (2) こども未来センターの作成した診断書（もしくは意見書）
- (3) 発達検査結果を確認できる診断書（もしくは意見書）

(あゆみ審査会)

第5条 市長は、あゆみ審査会において、前条のあゆみ相談にて協議を行った方針の確認を行い、結果判定を実施するものとする。

2 あゆみ審査会の構成員は、次に掲げる者とする

- (1) 市長の指定する医師
- (2) 市立幼稚園の園長
- (3) 市立保育所の保育所長
- (4) 私立保育協会から選任されたもの
- (5) その他、市長が認めた者

3 あゆみ審査会は非公開とする。

(結果通知)

第6条 市長は前条のあゆみ審査会の結果を、当該児童の保護者及び利用施設へ通知する。

(職員配置)

第7条 5条のあゆみ審査会の結果に基づき、あゆみ保育実施のために必要な加配職員を配置する。

2 2条第1号に掲げる施設においては、原則として3歳以上児2名につき1名の加配職員を配置する。ただし、あゆみ審査会においてそれ以上の職員配置が必要と判断された場合はその限りでない。

3 当該児童に対しあゆみ保育の効果がみられ、加配職員の配置を引き上げることが望ましいと判断される場合は、あゆみ審査会での判定事項を変更することができる。

4 第1項に掲げる加配職員が配置される施設には、特別支援教育担当職員の配置を求めるものとする。

(巡回訪問支援)

第8条 市長は児童の発達に応じた適切な保育等が行われるよう、巡回訪問支援等を実施するものとする。

(職員の研修等)

第9条 市長は保育の充実及び質の向上を図るため、あゆみ保育実施施設の職員を対象に必要な研修等を実施するものとする。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。